

資料 1

消食基第 319 号
令和 8 年 6 月 30 日

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝 殿

内閣総理大臣 高市 早苗
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

J P A N 013 株を利用して生産された α -ガラクトシダーゼ



J P A N 013 株を利用して生産された α -ガラクトシダーゼ に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

- 品目：
J P A N 013 株を利用して生産された α -ガラクトシダーゼ
- 遺伝子組換え添加物に係る申請者（申請日）：
ノボザイムズ ジャパン株式会社（令和 8 年 6 月 1 9 日）
- 食品健康影響評価の依頼に係る根拠規定：
食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等

2. 遺伝子組換えの概要

- 宿主：*Aspergillus niger* B O - 1 株
- 導入遺伝子：
 - ✓ α -ガラクトシダーゼ遺伝子（*A. niger* B O - 1 株由来）
 - ✓ 選抜マーカー遺伝子（*A. nidulans* Glasgow 野生株由来） 等
- 遺伝子組換えの目的：生産性向上

3. 酵素の機能

本品目は、糖類の非還元末端の α -D-ガラクトシド結合を加水分解する酵素である。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、植物性の食品製造において、難消化性のオリゴ糖を分解し、単糖や二糖を生成するために利用される。用途及び使用形態は従来の α -ガラクトシダーゼと相違はない。

5. 海外の状況

本品目は、米国において G R A S 制度に基づき販売されている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める。